

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人萌生会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年8月7日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・利益相反取引につき理事会の承認を受けていないものがあるので、理事会でその適否につき承認を受けること。
- ・理事長の職務執行報告は自ら行うこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>理事長が代表を務める医療法人との間の協力病院業務委託契約について、契約内容を変更するに当たり、理事長との利益相反取引になるにもかかわらず、理事会からその契約変更について所要の承認を受けていなかった。</p> <p>については、理事長は、理事会において契約変更につき重要な事実を開示し、契約変更の適否について承認を得ること。</p> <p>なお、承認に当たっては、利害関係を有する理事は決議に参加できないので留意すること。 (法第27条、第155条)(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)</p>	<p>前理事長(平成28年3月31日付退任)が在職中、前理事長が代表を務める医療法人との間で締結された協力病院業務委託契約について、代表者が変わったにもかかわらずそのままになっていたため、現在の代表者に改め契約をし直したというのがこの指摘の内容。</p> <p>次回開催の理事会(感染症の流行等特別な事情が生じた場合には決議の省略により)において、指摘のとおり契約変更につき重要な事実を開示し、契約変更の適否について承認を得るようにする。</p> <p>また、承認に当たっては、利害を有する理事は決議に参加できないことにより、理事長には決議を外れてもらうこととする。</p>
<p>2</p> <p>理事長の自己の職務の執行状況の理事会への報告については、理事会への報告の省略によることはできず、必ず実際に開催して報告すべきものにもかかわらず、決議の省略により行われた理事会で報告していた。</p> <p>については、理事長は、4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を開催した理事会で自ら報告すること。 (法第45条の16第3項)(法第45条の14第9項)</p>	<p>当法人では、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行により理事会を実際で開催することができなくなっていた。</p> <p>指摘の理事長の職務の執行状況は、実際で開催された理事会で自ら報告しなければならないことは十分承知していた</p>

	<p>により準用される一般法人法第98条) (定款第17条第3項)</p>	<p>が、その機会である理事会が開催できなかったため、この期間の職務執行状況について全く何も報告しないままで果たして良いのかどう考えから、せめて決議の省略の機会を借りて伝えようとしたことにすぎない。</p> <p>しなければならぬことが不可抗力によりできなかったことについて、監査当日の冒頭、法人の担当者より法人指導担当に申し出て、このような状況下での適切に対応するにはどうすれば良かったのかを教授願ったのがこの指摘の内容。</p> <p>については、「今後実際に開催される理事会の中で、報告できなかった期間の職務執行状況報告をまとめてすることで良い。」との回答があったので、そのように取り計らう。</p>
--	---------------------------------------	---